

人権文化のまちづくりをすすめる協議会答申の概要

会長	上杉孝實（龍谷大学教授）	会長代理	井上眞理子（京都女子大学教授）
諮問	H12.3/3	H14.3/4 経過報告	H15.1/27 答申
	全体会18回	起草委員会4回	

審議の途上で協議会として以下の取組みを行った。

市内の人権関連市民団体からヒアリング調査実施。

（H13.7月～8月 31団体対象）

協議会答申の中間まとめに対し、市民意見を募集した。

（H14.9月10日～30日 市民意見10件提出あり）

（1）答申の主な柱

- ・人権啓発基本方針をふまえ、人権教育・啓発を推進して、人権文化の確立をはかる。
- ・人権侵害に対する相談・救済体制を整備する。
- ・人権文化のまちづくりにとりくむ市民の活動を支援する。
- ・総合行政としての人権行政を推進する体制を整える。

（2）主な内容

学校教育や社会教育を通じた教育啓発の充実について

相談・救済について

- ・相談体制の整備と相互調整
- ・男女共同参画以外の分野でも、人権侵害に対する救済に有効な機能を発揮するために、第三者機関の設置に向けた条件を整備し、早期に設置することが求められる。
- ・相談、調査、調整などを行う専門委員の配置が望まれる。

市民活動の支援と連携

- ・政策形成過程における市民の参画を進めることが大切である。
- ・市民の人権擁護支援組織の活動を支え、ネットワークづくりを進め、行政は調整機能を発揮するよう努めるべきである。
- ・市民への情報提供を充実させ、開かれた行政にしなければならない。

推進体制

- ・人権文化概念を重視し、その政策を統括する部署を充実させるとともに、すべての部署が人権文化を担当しているという意識と仕組みをもつようにすることが必要である。
- ・市民との連携による推進体制を築くことが望まれる。
- ・人権行政を点検する仕組みづくりを構築することが望ましい。
- ・人権に関わる審議会等が、連携を密にすることが必要である。